

課徴金対象を拡大

改正独禁法 来年1月にも施行

不正な取引や商慣行への罰則強化を盛り込んだ改正独占禁止法が10日公布された。不当な安値販売で競合店の経営を困難にする「不当廉売」などを、課徴金の適用対象に加え、立場が弱い小規模業者などの保護を目指す。だが、消費者にとっては、安い商品を選ぶ機会を失いかねない。施行時期は早ければ2010年1月の見込みだが、違反の見極めには難しい判断も迫られる局面も増えそうだ。

■課徴金

改正独禁法の特徴は、談合やカルテルに限られていた課徴金の適用範囲を、「不当廉売」のほか、納入業者に不利な取引を強いる「優越的地位の乱用」、競合他社の新規参入を妨げる「排除型私的独占」に拡大した点にある。消費不況の中で、極端な安売りで客を集めた

については、「主犯」企業に課す課徴金を5割増しにする。一方、違反を申告した「自首」企業への減免枠を先着3社から5社に増やし、摘発を進める。

■戸惑いも

安売りで業績を拡大させてきた企業からは、「どの価格水準が不当廉売にあたるのか不透明」（大手ドラッグストア）などと、戸惑いの声も出ている。景気の悪化が進む中で、「不当廉売」が疑われると公取委に申告した件数は、08年度は9668件と、過去最高を更新した。家電や酒類の大手量販店の安売りについて、中小の販売業者

◆改正独占禁止法のポイント

課徴金	対象拡大 (金額の算定率)	不当廉売(売上高の3%)、優越的地位の乱用(取引額の1%)、排除型私的独占(売上高の6%)。これまでは、談合、カルテル(大企業・製造業で売上高の10%)のみ
	増額	談合、カルテルの主導企業に対して5割増し
刑事罰	減免	違反の自主申告に対する減免を、先着3社から5社に拡大(グループ会社は1社に換算)
	談合、カルテルの個人への厳罰	懲役「3年以下」を「5年以下」に引き上げ
企業合併	株式取得の届け出	事後を事前に変更
	届け出基準	買収する企業・子会社などを含め総資産100億円超からグループ売上高で国内200億円超に基準を緩和。買収される企業:単体の総資産10億円超から国内売上高で50億円超に
審判制度	見直し方針	審判制度を廃止し、裁判所に即、提訴できる制度への変更は、2009年度中

が申告するケースが急増している。このうち3654件について公取委は、「不当廉売につながる恐れがある」と注意した。

このほか、家電量販店最大手のヤマダ電機は08年6月、不当に納入業者から従業員を派遣させていたとして「優越的地位の乱用」の認定を受けた。最近では、加盟店に消費期限の近い商

■積み残した課題

で、対象企業から不服申し立てが増える可能性がある。だが、企業が公取委に請求する審判制度は、公取委が運営している。いわば公取委が、検事と裁判官を兼ねており、日本経団連などは「独立した裁判手続きに委ねるべきだ」と主張したが、見直しの結論は09年度に先送りされた。

独禁法に詳しい一橋大学の村上政博教授は、「検事と裁判官の一人二役を兼ねていては、公平とは言いがたい」と指摘し、「罰則を強化するならば、審判制度を廃止し、企業が裁判所に直接、提訴できる制度に変更すべきだ」と主張している。